

法人課税 中小企業者等に対する軽減税率の延長

1. 改正の概要

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則課税:19%)の適用時期が、改正前の「2023年(令和5)年3月31日までに開始する事業年度」から2年間延長され、「2025年(令和7)年3月31日までに開始する事業年度」となる。

法人の種類	所得金額	改正前				改正後			
		令和4.4.1~ 令和5.3.31 (※5)	令和5.4.1~ 令和6.3.31 (※5)	令和6.4.1~ 令和7.3.31 (※5)	令和7.4.1~ 以後 (※5)	令和4.4.1~ 令和5.3.31 (※5)	令和5.4.1~ 令和6.3.31 (※5)	令和6.4.1~ 令和7.3.31 (※5)	令和7.4.1~ 以後 (※5)
中小法人(※1,2) 一般社団法人等 人格のない社団等	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)			15% (軽減税率)			19% (本則税率)
	年800万円超の金額	23.20%				23.20%			
中小法人以外の普通法人	所得による区分なし	23.20%				23.20%			
公益法人等 協同組合等(※3) 特定医療法人(※4)	年800万円以下の金額	15% (軽減税率)	19% (本則税率)			15% (軽減税率)			19% (本則税率)
	年800万円超の金額	19%				19%			

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人のうち、次に掲げる法人以外をいう。

① 大法人(資本金の額が5億円以上の法人、相互会社(外国相互会社を含む。)、受託法人)との間にその大法人による完全支配関係がある法人

② 100%グループ内の複数の大法人に株式の全部を直接又は間接に保有されている法人(①に該当する法人を除く。)

③ 相互会社、投資法人、特定目的会社、受託法人

④ 大通算法人(通算グループ内のいずれかの法人が期末資本金の額が1億円を超える法人または①、②、③(相互会社、受託法人に限る。))に該当する場合におけるその通算グループ内の法人)

(※2) 適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいう。以下、同じ。)に該当する法人(通算法人で通算グループ内の他のいずれかの通算法人が適用除外事業者に該当する場合のその通算法人を含む。)の年800万円以下の部分の所得に対する税率は、19%が適用される。

(※3) 特定の協同組合等の年10億円を超える部分の所得に対する税率は、22%が適用される。

(※4) 適用除外事業者に該当する法人の年800万円以下の部分に対する税率は、19%が適用される。

(※5) 各法人税率は、この期間内に開始する事業年度において適用される。

2. 適用時期

2年間延長され、「2025年(令和7年)3月31日までに開始する事業年度」までとなる。